

青梅市在宅認知症高齢者位置探索機器取付加工費等助成金交付要綱

1 目的

この要綱は、在宅認知症高齢者を介護する青梅市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する家族等（以下「介護者」という。）が、在宅認知症高齢者が行方不明になった際に位置探索を行うための機器（以下「機器」という。）を当該在宅認知症高齢者の所持品等に取り付けるための加工（以下「加工」という。）に要する費用を予算の範囲内で助成することについて必要な事項を定め、もって介護者の負担を軽減することを目的とする。

2 定義

この要綱において、「在宅認知症高齢者」とは、自宅または有料老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホームをいう。）で生活をし、市内に住所を有する満65歳以上の高齢者のうち、認知症の症状または認知症を疑う症状により、行方不明になるおそれのある者をいう。

3 助成対象者

青梅市在宅認知症高齢者位置探索機器取付加工費等助成金（以下「助成金」という。）の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、介護者のうち、助成金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれの要件にも該当する者であること。

ア 在宅認知症高齢者の所持品等（在宅認知症高齢者が、外出の際に所持または着用する可能性が高く、加工を行うことで機器の取付が可能となるものをいう。以下同じ。）に加工をする費用を負担していること。

イ 在宅認知症高齢者の位置探索を目的として、機器を利用していることまたは利用開始のため機器を取得していること。

ウ この要綱による助成金の交付申請がされていない在宅認知症高齢者を介護していること。

エ 市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していないこと。

(2) その他青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める者

4 助成対象経費

助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、加工を行うために、助成対象者が負担した材料費および加工費とする。

5 助成金の交付額

助成金の交付額は、助成対象経費の実支出額とし、5,000円を上限とする。

6 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする介護者（以下「申請者」という。）は、青梅市在宅認知症高齢者位置探索機器取付加工費等助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 加工に要する費用がわかる見積書等

(2) 取付する機器が確認できるもの

7 助成金の交付決定等

(1) 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を青梅市在宅認知症高齢者位置探索機器取付加工費等助成金交付・却下決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(2) 市長は、助成金の交付決定に当たり必要があるときは、公簿等により申請者にかかる情報の確認をすることができる。

8 変更または廃止の届出

前項第1号の規定により助成の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書に記載した事項の変更または廃止をする必要が生じたときは、青梅市在宅認知症高齢者位置探索機器取付加工費等助成金申請事項変更等届出書（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

9 加工および費用の支払

交付決定者は、交付決定にかかる加工および当該加工に要した費用の支払を、交付決定を受けた日の属する年度の末日までに完了しなければならない。

10 実績報告

加工および当該加工に要した費用の支払が完了したとき、または交付決定にかかる会計年度が終了したときは、交付決定者は、助成金の交付

決定にかかる会計年度の完了の日から起算して1月を超えない日または当該年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、青梅市在宅認知症高齢者位置探索機器取付加工費等助成金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 加工に要する費用を支払ったことがわかる領収書

(2) その他市長が必要と認める書類

11 交付額の確定

市長は、前項の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められる場合は、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定者に青梅市在宅認知症高齢者位置探索機器取付加工費等助成金交付額確定通知書（様式第5号。以下「確定通知書」という。）により通知する。

12 助成金の請求

助成金の確定通知書を受領した交付決定者は、速やかに青梅市在宅認知症高齢者位置探索機器取付加工費等助成金請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

13 助成金の交付

市長は、前項の規定により提出のあった請求書の内容を審査の上、適当と認めるときは速やかに助成金を交付するものとする。

14 交付決定の取消し

市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、青梅市在宅認知症高齢者位置探索機器取付加工費等助成金取消通知書（様式第7号）により、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が取り消す必要があると認めるとき。

15 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

16 実施期日等

(1) この要綱は、令和7年12月16日から実施し、令和10年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された助成金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、交付額の確定、助成金の請求交付および交付決定の取消しの手続に関しては、なお従前の例による。